

平成20年3月10日 国土交通省告示第282号
改正 平成20年3月31日 国土交通省告示第414号
改正 平成26年11月7日 国土交通省告示第1713号
改正 平成27年2月23日 国土交通省告示第258号
改正 平成28年4月25日 国土交通省告示第703号

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第5条第2項及び第3項並びに第5条の2第1項の規定に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検（以下「定期調査等」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

第1 定期調査等は、施行規則第5条第2項及び第5条の2第1項の規定に基づき、別表(い)欄に掲げる項目（ただし、法第12条第2項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表(ろ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(は)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

第2 特定行政庁は、第一に規定する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準を付加することができる。

第3 第一の規定にかかわらず、特定行政庁は、安全上、防火上又は衛生上支障がないと認める場合においては、法第12条第1項の規定により特定行政庁が指定する特定建築物（同項に規定する国等の建築物を除く。）又は同条第2項に規定する特定建築物（法第6条第1項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして法第12条第1項の政令で定めるものを除く。以下「国等の特定建築物」という。）について、規則で、第1に規定する定期調査等の項目の一部を適用しないことができる。この場合において、国等の特定建築物について規則を定めようとするときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第4 調査結果表は、施行規則第5条第3項の規定に基づき、別記のとおりとする。

附 則（平成20年3月10日 国土交通省告示第282号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日 国土交通省告示第414号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月7日 国土交通省告示第1713号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月23日 国土交通省告示第258号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年4月25日 国土交通省告示第703号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。